

## 地方公務員法第三条第三項第三号の総務省令で定める事務等を定める省令の概要

### 1. 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正後の地方公務員法（以下「新地公法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号及び第 3 号の 2 に省令委任規定が設けられることから、当該委任規定に基づき、本省令を制定するもの。

### 2. 概要

#### **（1）新地公法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する「総務省令で定める事務」**

新地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の「総務省令で定める事務」として、幹旋員（労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 13 条）に係る事務を規定する。

#### **（2）新地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の 2 に規定する「総務省令で定める者」**

法改正の趣旨に従い、新地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の 2 の「総務省令で定める者」として、

- ① 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 10 項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者のうち市町村の選挙管理委員会が任命するもの
- ② 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号）第 61 条第 9 項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者のうち市町村の選挙管理委員会が任命するもの
- ③ 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 56 条第 3 項（同令第 57 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者
- ④ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成 22 年政令第 135 号）第 70 条第 3 項（同令第 71 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者を規定する。

### 3. 施行期日

平成 32 年 4 月 1 日（改正法の施行期日と同じ。）